

報道関係の皆様へ

2006年2月2日
管理職ユニオン・関西
執行委員長 本田 直明
アルバイト・派遣・パート関西労働組合
代表 小原 久季

管理職ユニオン・関西 & はけん・パート関西共催
「なくせサービス残業」ホットライン
(2月9、10、11日) 開設のお知らせ

日頃より当ユニオンにご協力いただき感謝しております。

ご承知のように、日本は先進国で最も長時間労働の国です。(製造業生産労働者、2003年、1975時間/年) 労働時間の規制(週48→40時間)があったものの、変形労働制やみなし労働などの規制緩和が様々な形でサービス残業の温床となっています。2001年から2004年の3年間で労働基準監督署が割増賃金の支払を指導した企業のうち100万円以上の割増賃金を支払った企業は2200企業、総額で392億5183万円だったのです。

私達のユニオンでも、サービス残業にまつわる相談を日常的に受け続けています。先日も過去2年間の未払い賃金を団体交渉で要求し、100万円近くを支払わせた事案が二件ありました。

「サービス残業＝賃金不払い残業」には、企業のやり方によって、次の様な形に分類できます。

- ①自己申告規制型、 実際にした残業時間数を申告しにくい雰囲気にする。
- ②上限設定型、 上限を決めて、上限を超えた分の残業時間はカットし支払わない。
- ③定額型、 毎月定額の割増賃金を支払う。超えて働いた分は支払わない。
- ④下限設定型、 1日や1ヶ月に一定時間以上(例：1日1時間以内はゼロ、一月20時間以内ゼロ) 残業した場合に限り割増賃金を支払う。
- ⑤振替休日未消化型、 振替休日に出勤させ、実質的には休日を与えていないのに休日出勤の割増賃金を支払わない。
- ⑥年俸組込型、
- ⑦管理監督者不適合型、管理監督者になりすまし、管理監督者だから支払わない。
- ⑧法不適合型などです。

以上のような類型がありますが、企業のやり方としては、時間管理の証拠をなくすため①の自己規制申告や、タイムカードの廃止、或いは朝だけ押させて帰りは押させないなどの証拠隠滅型もあります。これらはすべてサービス残業であり未払いの割増賃金として請求し支払わせることができます。

厚生労働省統計で、先進国一番の長時間労働の国です。さらにサービス残業も世界一だと思います。サービス残業は、労働基準監督署の指導による支払、裁判等の訴訟による支払、労働組合の交渉による支払い等の解決策があります。「泣き寝入り」や「あきらめ」、或いは「あきらめさせられている」サービス残業は相当にあるといえます。今回のホットラインは、サービス残業に当たるか否か、支払請求のための証拠・資料作り、支払わせる手順・方法などについて、労働法と支払わせた実績を基に相談にのります。サービス残業以外のことの相談も受け付けます。

☆お願いする具体的事項

- 1) 貴紙・貴放送局で、事前に「なくせサービス残業」ホットラインの紹介及び掲載。事前の取材は何時でもお受けします。
- 2) 2月9日(木)午前10時からのホットライン開設当日の取材。

管理職ユニオン・関西 & はけん・パート関西共催
「なくせサービス残業」 ホットライン
開催要項

■開催目的 働きすぎの日本の実態を伝え、残業を減らし仕事を分かち合うことの必要性を訴える。勤勉、熱心、忠実などの表れが“サービス残業”とする企業側倫理や風潮をなくしていく。働いた分の賃金は当然もらう権利意識と社会的常識を広めていく。

■ 日時

2月9日（木）・10日（金）・11日（土）の3日間
午前10時～午後6時

■ ホットライン電話番号

○大阪・奈良・和歌山地域の方 06-6881-0781
メール相談 sodan@mu-kansai.or.jp sodan@ahp-union.or.jp

○京都・滋賀地域の方 075-353-4334
メール相談 sodan@mu-keiji.gr.jp sodan-keiji@ahp-union.or.jp

○兵庫地域の方 078-360-0450
メール相談 sodan-kobe@ahp-union.or.jp

■ 問合せ(連絡先)

〒530-0044 大阪市北区東天満2丁目2番5号第二新興ビル605号
管理職ユニオン・関西 大浜和明、仲村実
TEL 06-6881-0781 FAX 06-6881-0782

〒600-8148 京都市下京区飴屋町239-2(七条東洞院西北角)ORKビル5F
管理職ユニオン・関西京都滋賀事務所 本田直明
TEL/FAX 075-353-4334

〒650-0017 神戸市中央区楠町2-2-13 楠ビル1F TEL/FAX 078-360-0450
アルバイト・派遣・パート関西神戸事務所 内藤進夫